

公 告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条により公表する令和5年度に策定する見通しの実施方針に関する事項は次のとおりである。

令和5年8月31日

豊橋市長 浅井由崇

- 1 特定事業の名称 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業
- 2 特定事業の期間 30年間（予定）
- 3 特定事業の概要 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務
- 4 対象実施等の立地 豊橋市今橋町地内
豊橋公園東側エリア
- 5 実施方針を策定する時期 令和5年10月
- 6 担 当 課 多目的屋内施設整備推進室 電話 0532 - 51 - 2864